

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱

第1 趣旨

知事は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、予算の範囲内で和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その実施に関しては、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 交付対象者の要件

1 資金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、原則として和歌山県内での就農を前提とし、知事が就農に向けて必要な技術等を習得できると認める研修機関等（以下「認定研修機関」という。）において研修を受ける者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第4の研修計画（別紙様式第1号）の承認申請時の年齢が原則30歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が49歳以下の就職氷河期世代であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。なお、29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者として知事が認める場合にあっては、予算の範囲内で採択できる。

(2) 第4の研修計画が、次に掲げる基準に適合していること。

ア 認定研修機関で研修を受けること。

イ 研修期間がおおむね1年以上、かつ、おおむね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート又はアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

(3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国又は和歌山県の他の事業による給付等を受けていないこと。

また、過去に農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力事業実施要綱」という。）の別記1農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。

(5) 研修終了後1年以内に独立・自営就農（次のアからオまでの要件を全て満たすものをいう。以下同じ。）、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農（親族が経営する農業経営体に就農し、次のカ、キの要件を全て満たすものをいう。以下同じ。）を目指していること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの及び特定作業受委託を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義

の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

カ 家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすることを確約すること。

キ 就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。

(6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

(7) 研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合に限り、採択を可能とする。

(8) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

(9) 和歌山県の県税等を滞納していないこと。

(10) 研修計画の承認申請において、独立の生計を営む成年者を連帯保証人として1名以上記載するものとする。また、連帯保証人の所得金額の合計が交付される資金を上回っていること。

(11) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者

2 1の認定研修機関とは、次に掲げるものとする。

(1) 和歌山県農林大学校、和歌山県農林大学校就農支援センター

(2) トレーニングファーム設置運営要領第6条に基づき知事が承認したトレーニングファーム

(3) 県が認める先進農家等及び市町村等研修機関

第3 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付対象となる研修期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付対象となる研修期間は最長2年間とする。

第4 研修計画の申請

資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別記第1号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

第5 研修計画の承認

1 知事は、第4の研修計画の提出があつた場合には、研修計画の内容について審査し、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、研修計画を承認し、承認通知書（別記第2号様式）により当該計画を提出した者に通知するものとし、承認しない場合もその旨を通知するものとする。

2 審査に当たっては、面接及び書類審査により行うものとする。

第6 研修計画の変更

研修計画の承認を受けた者は、研修計画を変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月ごとの研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）する場合は、

第4の手順に準じて変更研修計画を作成し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第7 研修計画の変更承認

知事は、第6の研修計画の変更申請があった場合は、第5の手順に準じて承認等を決定し、当該計画の変更を行った者に通知するものとする。

第8 資金の交付申請

- 1 研修計画の承認を受けた者は、知事が別に定める規定に基づき、資金の交付を申請するものとする。
- 2 資金の申請は、交付対象となる研修期間の半期分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象研修期間の最初の日から1年以内に行うものとする。なお、交付対象となる研修期間が1年を超える場合は、交付の申請は交付対象となる研修期間の最初の日から1年以内に行うことができるものとする。ただし、いずれの場合も、交付の申請は第5の承認を受けた年度内に行うものとする。また、交付申請額は、資金の対象研修期間の月数分の額とするが、交付対象となる研修期間が1年を超える場合で当該研修期間の最初の日から半年以内に申請する場合は原則として当初申請を6か月分の額とし、第11の研修実施状況確認を1回以上実施し、交付対象者が適切に研修を行っていることを知事が確認した後に残りの月数分を申請するものとする。
- 3 申請の対象となる研修は、当該年度の4月以降に実施している研修（和歌山県農林大学校（農学部）における研修を除く。）とする。

第9 資金の交付の停止

知事は、資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

- (1) 第2の要件を満たさなくなった場合
- (2) 研修を途中で中止した場合
- (3) 研修を途中で休止した場合
- (4) 第10の報告を行わなかった場合
- (5) 第11の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知）（以下「交付対象者の考え方」という）を満たさず、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合
- (6) 国、及び県が実施する報告の徴収又は立ち入り調査に協力しない場合

第10 研修状況報告

- 1 交付対象者は、研修状況報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 1の報告書の提出は、資金対象期間経過後30日以内に、6か月ごとに行うものとする。

第11 研修実施状況の確認

知事は、研修状況報告の提出を受けたときは、認定研修機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合には認定研修機関と連携して適切な指導を行う。

なお、実施状況の確認は、研修状況確認チェックリスト（別記第4号様式）を用いて行うものとする。

第12 資金の交付の中止

- 1 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、知事に中止届（別記第5号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、交付対象者から中止届の提出があったとき、又は第9の(1)、(2)、(4)、

(5) 若しくは(6)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止し、交付対象者へ通知するものとする。

第13 資金の交付の休止

- 1 交付対象者は、病気等やむを得ない理由により研修を休止する場合は、知事に休止届(別記第6号様式)を提出しなければならない。なお、休止期間は原則1年以内とする。
- 2 知事は、1の規定による休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止し、交付対象者へ通知する。
- 3 1の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、知事に研修再開届(別記第7号様式)を提出しなければならない。
- 4 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、3の研修再開届の提出と併せて第6の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請するものとする。
- 5 知事は、3の規定による研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、研修再開を承認し、資金の交付を再開するものとする。

第14 就農状況報告

- 1 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 交付対象者は、研修終了後6年間の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

第15 就農状況の確認

知事は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、親元就農する場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

なお、実施状況の確認は、新規就農支援緊急対策事業実施要綱及び新規就農者確保加速化対策実施要綱に定められた方法及び様式により行うものとする。

第16 継続研修計画の提出

- 1 交付対象者は、資金の交付終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修(以下「継続研修」という。)をする場合は、継続研修計画(別記第10号様式)を作成し、第4の手順に準じて、知事に提出しなければならない。
- 2 継続研修計画の承認を受けた者は、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 継続研修は受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。
- 4 継続研修を行う場合において、第22の2の(2)中「研修終了後1年以内」とあるのは「継続研修の終了後1年以内」と読み替えるものとする。
- 5 継続研修の期間中は、第10の規定に準じて、知事に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

第17 継続研修計画の承認

知事は、継続研修計画の提出を受けたときは、第5の手順に準じて承認等を決定し、当該計画の提出をした者に通知する。

第 18 住所等変更報告

交付対象者及び連帯保証人は、交付対象となる研修期間内及び交付対象となる研修期間終了後 6 年間に氏名、居住地および電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別記第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 19 就農遅延報告

- 1 交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別記第 13 号様式）を知事に提出しなければならない。なお、就農遅延期間は研修終了から 1 年経過後原則 1 年以内とする。
- 2 知事は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の遅延を承認し、就農に向けた取組状況を適宜確認するとともに早期就農に向けたフォローアップを行うものとする。

第 20 就農報告

交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農報告（別記第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 21 就農中断報告

- 1 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内に就農中断届（別記第 15 号様式）を知事に提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別記第 16 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、交付対象者から就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の中断を承認し、就農再開に向けた取組状況を適宜確認するとともに、早期就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

第 22 資金の返還

- 1 交付対象者は、次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ当該事項に定める資金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合（2 の（7）に該当する場合を除く。）は、この限りでない。
 - （1）第 9 の（1）（第 2 の 1 の（11）に該当する場合を除く。）から（3）まで及び（6）に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金
 - （2）第 9 の（4）に該当した場合 当該報告に係る対象期間の資金
- 2 交付対象者は、次に掲げる事項に該当する場合は、資金の全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。
 - （1）第 9 の（5）に該当した場合。
 - （2）研修終了後（研修中止後及び第 16 の継続研修終了後を含む。以下同じ。）1 年以内に原則 49 歳以下で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第 19 による手続を行い、研修終了から 1 年経過後原則 1 年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。
 - （3）親元就農をした者が第 2 の 1 の（5）の力及びキで確約したことを実現しなかった場合。
 - （4）独立・自営就農した者が就農後 5 年以内に農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
 - （5）独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第 21 による手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

- (6) 就農後、交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第21の1による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第14、第18から第21までの報告を行わなかった場合。
 - (7) 虚偽の申請等を行った場合。
 - (8) 第2の1(11)に該当する場合。
- 3 知事は、1及び2に該当することが判明した場合、期限を定めて、返還を命ずることができるものとする。

第23 資金の返還免除

- 1 交付対象者は、第22の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができるものとし、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進資金返還免除決定通知書(別記第18号様式)により申請した者に通知するものとする。
また、免除しない場合もその旨を申請した者に通知するものとする。

第24 加算金

- 1 交付対象者は、第22の3の規定による処分に関し、資金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る資金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該資金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 資金が2回以上に分けて交付されている場合における1の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する資金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 1の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた資金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた資金の額に充てられたものとする。
- 4 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

第25 不正受給に対する措置

知事は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

第26 書類の経由

この要綱に基づき提出する書類は、交付対象者の研修地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、第2の2の(1)に定める農業経営者育成教育機関において研修を受ける者にあつては、第4に定める研修計画の申請時および当該機関での研修期間中は研修機関の長を経由するものとする。就農後に提出する書類は、交付対象者の就農地を管轄する振興局長を経由するものとする。

第27 その他

この要綱及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月13日から施行する。
- 2 この通知による改正前の和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

研修計画（変更）承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：
生年月日：昭和・平成 年 月 日（ 歳）
メールアドレス：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第4（第6）の規定に基づき、別紙のとおり研修計画の（変更）承認を申請します。

なお、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記1の第7の12の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることについて同意します。

また、新規就農者確保加速化対策実施要綱、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、新規就農者確保加速化対策実施要綱、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定に基づき、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

(別紙)

研修計画（変更）

[申請者]

住 所：
氏 名：

(歳)

1 農業を始めようと思った理由

--

2 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)			
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※3（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部） <input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 親元就農※4 <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td><input type="checkbox"/>親の経営の全体を継承、<input type="checkbox"/>法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる）</td><td>予定時期</td><td>年 月</td></tr></table>			<input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる）	予定時期	年 月
<input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる）	予定時期	年 月				
経営面積・飼養頭羽数※5	a・頭・羽 (合計)	農業所得目標※5	万円/年			
経営内容※5	作目： (a) 作目： (a) (その他：)					

※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

※4 親族の経営する農業経営体に就農する者の場合

※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）。

独立・自営就農では就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けることが要件となっていることから、経営面積、農業所得目標、経営内容が和歌山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針又は就農希望地の市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を考慮したものであること。

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

4 計画を達成するための研修※6

① 研修内容等

認定研修機関 の名称		所在地	
専攻・ 営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
研修内容			

※6 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付対象となる研修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 その他

就業に向けた課題の状況（29歳以下の申請者のみ記入）※7

※県記入欄

就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面していると認める。

（可 否）

【所見】

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国・県の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）及び令和元年度補正予算で措置された就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けていた <input type="checkbox"/> 交付を受けていない
傷害保険の加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付対象となる研修期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	万円

生活費確保の観点から資金を必要とする理由（前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合のみ記入）

※ 県記入欄

生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ 有 無）

【 所 見 】

※7 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にあるなど就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している状況を記載。

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 連帯保証人*9

私は、申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

住所 氏名	印
住所 氏名	印

* 9 研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

- 別添 1：先進農家・トレーニングファーム・協議会等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。県教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。
- 別添 2：連帯保証人調書
- 別添 3：履歴書
- 別添 4：離職票の原本、雇用保険受給資格者証又は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書など雇用保険の加入の有無・加入期間を証明できるもの
- 別添 4－2：健康保険証の写し
- 別添 5：農業研修に関する確認書（先進農家・トレーニングファーム・協議会等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。）
- 別添 6：県税に未納がないことを証する証明書
- 別添 7：連帯保証人の印鑑証明書
- 別添 8：連帯保証人の所得証明書（所得金額が資金の額を超えるもの）
- 別添 9：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付対象となる研修期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容が

わかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添 1 0：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情を説明する書類を提出すること。）

別添 1 1：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）

別添 1 2：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

研修実施計画

1. 研修内容

年 月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間合計		

2. 習得する技術

-
-
-
-

上記の研修内容で研修を実施します。

年 月 日

(研修先名称)

代表者氏名

研修責任者氏名 (代表者と同一の場合は記載不要)

(住所)

(電話番号)

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業連帯保証人調書

年 月 日

1. 和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業申請者及び保証内容

申請者氏名	印
-------	---

交付（予定）金額	千円
交付対象となる 研修（予定）期間	年 カ月
研修終了後の 要就農期間	年 カ月

※研修終了後の要就農期間には、交付対象となる研修（予定）期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間を記載

2. 連帯保証人

申請者の連帯保証人として、上記の補償内容について承知しました。

氏 名	印
住 所	〒 ー 電話番号 ()

※ 連帯保証人(事業実施年度以降も同程度の所得が見込まれる者に限る。)を必ず1名以上立てること。

※ 連帯保証人は、自署して実印を押印すること。

※ 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書(所得が資金の額を超えるもの)添付のこと。

資金返還要件及び連帯保証人内容確認書

1 資金返還の要件について（和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第22を要約）次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(1) 一部返還

ア 交付対象者の要件を満たさなくなった場合、研修を途中で中止若しくは休止した場合又は国及び県が実施する報告の徴収若しくは立ち入り調査に協力しない場合で、これらに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む）の資金を月単位で返還する。

イ 研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 適切な研修を行っていないと知事が判断した場合。

イ 研修（継続研修を含む）終了後（研修中止後を含む）1年以内に、原則49歳以下で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし就農遅延届を提出し、研修終了から1年経過後原則1年以内に就農した場合を除く。

ウ 親元就農をした者が、就農後5年以内に親の農業経営を継承しなかった場合、又は親の農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（共同経営者を含む）にならなかった場合。

エ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

オ 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、就農中断届を提出し、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

カ 交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告を行わなかった場合。

キ 虚偽の申請等を行った場合。

ク 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者又は禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者までの者に該当する場合。

2 連帯保証人について

連帯保証人とは、民法第454条及び第458条の規定により、債務者（交付対象者）と連帯して債務を負う保証人のことです。「債務者と連帯して債務を負う」とは、債務者と全く同じ法律上の責任を負っているということで、このような保証人のことを「連帯保証人」といいます。

連帯保証人は、保証人が有している「催告の抗弁権（民法第452条）」、「検索の抗弁権（民法第453条）」及び「分別の利益（民法第456条）」を有しません。これにより、連帯保証人は、債権者（和歌山県）から債務の全額について返済を求められたときに、先に債務者に請求するよう求めることはできず、債務者の財産があることを証明しても、債務を返済する義務を免れることはできません。また、他に保証人がいたとしても、債務者が負う債務の金額を返済する義務を負っていることとなります。

このため、債権者は、債務者がその債務を履行しなかったときには、ただちに連帯保証人にも請求を行い、場合によっては財産の状況を調査して訴訟などの手続をとることもあります。

また、連帯保証人が複数いても、債権者は、それぞれの連帯保証人に債務の全額の返済を求めることができるものであり、連帯保証人同士が話し合い、分担して返済するということはできません。

写真

別添3

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電 話 番 号
氏 名		昭和・平成 年 月 日	歳		

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)				
					年	月	免許・資格

農業研修に関する確認書（例）

農地所有適格法人A（以下、甲という）と研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) 上の(1)から(4)までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（研修受入先の責務）

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3)の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

- (1) 研修に要する経費（〇〇〇）は、甲が負担する。
- (2) 研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

〔第〇条（研修謝金）
乙は甲に月額〇万円を支払う。〕

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲
(住 所)
(研修先)
(氏 名)

乙
(住 所)
(氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

確約書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所：
[申請者] 氏名：
(生年月日：昭和・平成 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）こと。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は所在地も)	

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

番 年 月 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

和歌山県知事

（継続）研修計画の（変更）承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった（継続）研修計画について、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第5（第7、第17）の規定により、下記のとおり（変更）承認します。

※つきましては、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業資金交付要領第3の規定に基づき、交付申請書を提出願います。

※は、変更承認及び継続研修計画の承認では記載しない。

記

- 1 研修期間（全体） 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 資金の交付対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 承認に付する条件
 - （1）研修計画を変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - （2）研修を途中で中止又は休止する場合は、あらかじめ知事に届け出なければならないこと。
 - （3）実施要綱第9に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止すること。
 - （4）実施要綱第22に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資金の一部又は全部を返還しなければならないこと。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合（第22の2の（7）に該当する場合は除く。）は、この限りでない。
- 4 必要な報告及び報告期限
 - （1）研修状況報告（別記第3号様式）
6か月ごとに、資金の交付対象期間経過後30日以内に行う。
 - （2）住所等変更報告（別記第12号様式）
交付期間内及び交付期間終了後6年間、居住地等を変更した場合は、変更後1か月以内に行う。
 - （3）就農状況報告（別記第8号様式）
研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までに行う。
 - （4）就農遅延報告（別記様式13号様式）

やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、速やかに行う。

(5) 就農報告（別記第14号様式）

研修終了後、独立・自営就農又は雇用就農、親元就農した場合は、就農後1か月以内に行う。

(6) 就農中断報告（別記第15号様式）

就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に行う。

(7) 就農再開届（別記第16号様式）

就農を再開する場合は、速やかに行う。

(8) 離農届（別記第9号様式）

離農後1か月以内に行う。

別記第3号様式（第10、第16関係）
（その1）

研修状況報告書（教育機関用）
研修 年目 前半・後半（ 月～ 月分）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所：
[申請者] 氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第10（第16の5）の規定に基づき
研修状況報告を提出します。

1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

2 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

--

3 就農に向けた準備状況

--

添付書類

1. 成績表の写し
2. 出席状況が分かる資料（出席簿の写し、研修日誌等）

別記第3号様式（第10、第16関係）
（その2）

研修状況報告書
（トレーニングファーム・市町村協議会・先進農家用）
研修 年目 前半・後半（ 月～ 月分）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所：
[申請者] 氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第10（第16の5）の規定に基づき
研修状況報告を提出します。

1 研修実施日数、時間、状況

年月	研修時間	研修計画内容	研修状況
研修時間合計			

2 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

3 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

4 就農に向けた準備状況

添付書類：研修日誌

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名：

代表者名：

研修責任者名：

c 農業経営に関する知識の習得状況について	4:理解している 3:一部分からないところがある 2:分からないことの方が多い 1:ほとんど分からない 0:まだ習っていない	今後の課題
販売促進の考え方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
流通・マーケティングの基礎	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
労務管理に関する知識	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	既に開始している ・ 開始していない
------------------	--------------------

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	作成済み ・ 作成中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
b 初期投資等の資金の確保について	確保済み ・ 見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない ・ まだ着手していない
c 農地の確保について	確保済み ・ 交渉中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
d 人・農地プランへの位置づけについて	位置づけられている ・ 位置づけられる見込みである 集落内で話し合い中 ・ 市町村等へ相談中 ・ まだ働きかけをしていない

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	内定済み ・ 就職活動中 ・ 情報収集中 ・ まだ活動していない
-------------------------	----------------------------------

(親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	確定済み・検討中・まだ検討していない
b 継承への段取りについて	明確にスケジュールを立てられている・検討中・まだ検討していない

2 研修指導者への面談用 (これまでの状況について)

ア 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	聞き入れている ・ 概ね聞き入れている ・ 聞き入れない

イ 技術の習得状況 5:ほぼ完全に理解している。4:概ね(8割程度)理解している。3:普通(5割程度) 2:やや理解が劣る。(3割程度) 1:理解していない。0:まだ習っていない

a 栽培管理の技術・知識の習得状況について		今後の課題
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
b 機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策について		今後の課題
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

c 農業経営に関する知識の習得状況について		今後の課題
販売促進の考え方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
流通・マーケティングの基礎	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
労務管理に関する知識	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)		今後の課題
a 就農に向けた情報収集について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
(独立・自営就農希望の場合)		
a 経営に関する計画の作成状況	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 資金の準備について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
c 農地の確保について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
d 人・農地プランへの位置づけについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
(雇用就農希望の場合)		
a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
(親元就農希望の場合)		
a 就農先の経営内での自らの役割について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 継承への段取りについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

エ 研修指導者の研修生に対する所見

3 書類確認用

ア 成績表

※発行されている場合のみ確認する。

a 評価が著しく低い項目がないか	多数ある ・ 少しある ・ ない
------------------	------------------

イ 出席状況

a 概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けているか	受けている(受ける見込み) ・ 受けていない(受ける見込みがない)
b 研修への出席(参加)状況	※実績値を記入(出席(参加)率等)

ウ 研修時間及び休憩時間 ※書類で確認できない場合は交付対象者に聞き取りをして記入

a 原則1日8時間を超えていないか	超えていない 繁忙期など実際の農作業を実施する上で必要な研修とされる場合は超える時期もあるが、それ以外は超えていない 恒常的に超えている
b 休憩時間は適切に与えられているか(研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中で与えられているか)	与えられている ・ 与えられていない
c 休日は適切に与えられているか(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上以上の休日を与えられているか)	与えられている ・ 与えられていない

4 総合所見

中止届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進資金の受給を中止しますので、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第12の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休 止 届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進資金の受給を休止しますので、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第13の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由	
再開に向けた スケジュール	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

(添付書類)

別添1：母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）

別添2：被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

研修再開届

年 月 日

和歌山県知事

様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：

就職氷河期世代の新規就農促進資金の受給を再開しますので、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第13の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

別記第 8 号様式（第 14 関係）

（その 1）

就農状況報告（独立・自営就農）

経営開始 年目・交付終了後 年目（ ～ 月分）

年 月 日

和歌山県知事

様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 14 の規定に基づき、別紙のとおり就農状況報告を提出します。

別紙

1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等			
合 計					
農業経営 の構成 (交付対象者本人 ・家族労働力)	氏 名	年齢	交付対象者・ 交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力	(人・日※)				

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な機関作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農作物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載
「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

4. 前年の総所得（資金を除く。）
（7月の報告の際のみ記入する。）

	万円
--	----

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 報告対象期間における県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について

※農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数		回
交流会の内容 (対象者、実施内容 など)		

7. 研修計画の「2 就農時に係る計画」の経営内容（経営面積、農業所得目標、将来の就農ビジョン等）の達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具 体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況や結果、課 題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し※1
 2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し※1
 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の写しのうちいずれかの書類。）及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類※1
 （（別記第14号様式）就農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することが出来る。）
 5. 農業経営改善計画と認定書の写し又は青年等就農計画と認定書の写し※2

※1 研修終了後については、就農後、交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また、親元就農した者が当該農業経営を継承する、又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。

※2 認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

決 算 書 (令和 年)

			計 画 経営開始○年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金(円)					
収入計(円)① (資金を除く)					
収入計(円)② (資金を含む)					

			計 画 経営開始○年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支 出 計 (円) ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計(円) ④ = ①-③					
農 外 所 得 ⑤		総所得 (資金を含む) (円) ②-③+⑤			

就農状況報告（雇用就農）
就農 年目・交付終了後 年目 （ ～ 月分）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所：
[申請者] 氏名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 14 の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 雇用就農（予定）時期（どちらかにチェックする）

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 雇用先の農業法人等の名称等

法人等名	
住所	
電話番号	

3. 担当している業務

--

4. 今後の課題及び目標

--

5. 農業従事日数・時間

	日		時間
--	---	--	----

6. 報告対象期間における県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について

※農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会
(どちらかにチェックする。)

	参加した
	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

就農状況報告（親元就農）
就農 年目・交付終了後 年目 （ ～ 月分）
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所：
[申請者] 氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第14の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 親元就農（予定）時期（どちらかにチェックする）

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 就農先の経営主の氏名等

氏 名	
住 所	
電話番号	

3. 担当している業務

--

4. 今後の課題及び目標

--

5. 農業従事日数・時間

	日		時間
--	---	--	----

6. 経営継承（法人の場合は経営者となる）予定時期

年 月 予定

7. 報告対象期間における県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について

※農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

(どちらかにチェックする。)

	参加した
	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

添付書類

- 別添
1. 作業日誌の写し
 2. 青色事業専従者に関する届出書(変更届出書)の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)
 3. 家族経営協定書の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)

※経営継承後は、1か月以内に就農報告(別記第14号様式)を提出すること。

経営継承後の就農状況報告の様式は、別記第8号様式(その1)を用いること。

離農届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：

下記理由により離農したので、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第14の2の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・独立・自営就農者が離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

継 続 研 修 計 画

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 :
[申請者] 氏 名 :
電話番号 :

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 16 の規定に基づき継続研修計画の承認を申請します。

1 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 日 (歳)
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※3（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部） <input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 親元就農※4 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>親の経営の全体を継承、<input type="checkbox"/>法人の（共同）経営 （法人の場合は経営者となる）予定時期 年 月 </div>		
経営面積※5 飼養頭羽数	a・頭・羽 (合計)	農業所得目標※5	万円/年
経営内容※5	作目： (a) 作目： (a) (その他：)		

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
- ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- ※4 親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- ※5 就農 5 年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

2 将来の経営ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

3 継続研修の理由・内容※6

継続研修を実施する理由			
研修機関等の名称		所在地	
専攻・営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
継続研修内容			

※6 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

添付書類

別添：先進農家等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。
 先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類

継続研修届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

継続研修を開始しましたので、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 16 の 2 の規定に基づき継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年 月 日
継続研修終了予定日	年 月 日
研修機関等	

住所等変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住所：
氏名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 18 の規定に基づき住所変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他 ()
変更後	氏名 住所 電話番号 その他 ()

添付書類：

変更後の住所を証明する書類 (運転免許、パスポート等の写し)

※連帯保証人の住所等の変更の場合は申請者を連帯保証人に変更して作成すること

就農遅延届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 19 の規定に基づき就農遅延届を提出します。

就農期限日	年 月 日	
就農予定日	年 月 日	
遅延理由		
就農に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就 農 報 告

年 月 日

和歌山県知事

様

住所：
 [申請者] 氏名：
 電話番号：

以下のとおり就農しましたので和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 20 の規定に基づき就農報告を提出します。

研修終了日※1	年 月 日	
独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した日	年 月 日	
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※2 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※3 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部）※4 <input type="checkbox"/> 雇用就農（農業法人等の名称・住所・電話番号） <input type="checkbox"/> 親元就農※5（ <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営継承（法人の場合は経営者となる） 予定時期： 年 月	
就農地の市町村		
経営耕地（a）※6	所有地	
	借入地	
営農作物※6		
経営開始型の受給※6	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定	
農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の活用※7	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定	

※1 下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承又は法人の（共同）経営者となることにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。

※2 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

※3 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

※4 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

※5 親族の経営する農業経営体に就農する者の場合。親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。

※6 独立・自営就農の場合のみ記入

※7 雇用就農の場合のみ記入

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し（独立・自営就農の場合）
- ・雇用契約書等の写し（雇用就農の場合）
- ・青色事業専従者給与に関する（変更）届出書の写し（親元就農の場合）
- ・家族経営協定書の写し（親元就農の場合）

就農中断届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 21 の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就農再開届

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 21 の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

返還免除申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第 23 の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

番 年 月 号 日

住 所
氏 名 様

和歌山県知事

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進資金返還免除の決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記について、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第23の2の規定により下記のとおり決定します。

記

1 返還免除となる交付対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 返還免除となる資金の交付額

円